

〔第24回 学術集会教育講演〕

認知症高齢者の家族を支える —名古屋事件最高裁判決を踏まえて—

上本町総合法律事務所

池田 直樹

I. 序

認知症高齢者の家族が在宅介護に関わる場合に、日常生活能力（ADL）の低下はないが、法的判断能力が低下してしまうような場合に、他人に加害行為を行ってしまうことがある。そのときに認知症高齢者などは、「責任無能力者自身は賠償義務を負わない（民法713条本文）」代わりに「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が責任を負う（同714条1項本文）」こととされている。

となると認知症高齢者が在宅生活をしている場合に徘徊するなどにより、事故に遭遇するリスクは避けがたく、介護を引き受けた家族は、認知症高齢者が徘徊先で事故を起こし、「法定の監督義務者」として損害賠償責任を負わされるリスクを背負い込むことになり、深刻な問題である。

家族として介護を引き受けることは了解しても、第三者に対する損害賠償責任を負わされることまで了解しているわけではない。かといって、その賠償義務を引き受けたくないからという理由で認知症高齢者の在宅介護を引き受ける家族はいなくなってしまってよいのか。さらには、周辺の家族は、親族として介護を分担するどころか、関わらないようになってしまってよいのか。引き受ける以上は、認知症高齢者が自宅から徘徊で外出しないように閉じ込めてしまうというのでは、事故に遭遇することはなくても、これでは在宅生活を送っている意味がない。このままでは地域や家族で認知症高齢者を支えるという基本的枠組み自体を見直さなければならな

くなってしまう。

この問題を正面から受け止めた最高裁判決（平成28年3月1日最高裁第三小法廷判決）が出されたことは重要な意義があり、認知症高齢者の在宅介護に関わる家族、専門職にとって直接関わる判断基準となることになり、その理解は重要であり、欠かせない基礎知識として周知しておく必要がある。

II. 最高裁判決（平成28年3月1日最高裁第三小法廷判決）

対象となった事件は、Aさん（91歳、要介護4、認知症）が、家族の目が離れた隙に徘徊を始め、排泄のためJRの駅構内に立ち入り列車に衝突し死亡した。この事故によりJRはダイヤ復旧まで列車20本の遅延が生じ、約720万円の損害が生じたとして、Aさんの妻Y1、Aさんの長男Y2に対して法定監督義務者責任（民法714条1項本文）を問うた。

第一審（名古屋地裁平成25年8月9日判決）では妻Y1に対して本件事故は予見できたとして通常的不法行為責任を認め、長男Y2にも「事実上監督義務者であった」として監督義務者責任を認めた。

これに対して、第二審（名古屋高裁平成26年4月24日判決）は、妻Y1について、直接の不法行為責任は否定したが、法定の監督義務者としての責任を認めた。つまり、妻Y1は夫Aと夫婦であり、「夫婦間の協力扶助義務（民法752条）」として法定の監督義務があるというのである。ただ、「損害の公平な分担の精神」から賠償額は半分に減額し、息子

Y2は714条の義務者に該当しないとして責任を否定した。JR側も被告ら側も上告した。

そして、最高裁は加害者Aが認知症のため、責任無能力である場合に、Y1が「妻」というだけで、当然の法定の監督義務者（民法714条1項本文）とするのは、適当でないとしつつ、「法定の監督義務者に該当しない者」であっても「責任無能力者との身分関係や日常生活の接触状況に照らし第三者に対する加害行為を防止に向けて責任無能力者の監督を現実に行い、その態様が単なる事実上の監督を超えているなどの『監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情』が認められる場合」には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視し、その者に民法714条の賠償責任を問うことができ、その場合は民法714条1項が「類推適用」される、とした。

そこで、この要件を、この事案の当てはめると、妻Y1については、当時85歳、自身も左右下肢にまひ拘縮があり「要介護1」の認定を受け、嫁の援助を受けていたことから上記「特段の事情」が認められるような事情は認められず、長男Y2についても、本件事故の20年も前に横浜に居住しており、1カ月の3回程度週末に実家を訪ねる程度で、「第三者に対する加害行為を防止するためにAさんを監督することが可能な状況にあったとは言えない」として、上記「714条」責任を「類推適用」すべき場合には該当しないとした。

Ⅲ. 認知症高齢者の在宅介護に関わる家族的法的地位

一審の名古屋地裁判決は妻と長男に請求全額の賠償を命じ、二審の名古屋高裁判決は妻に半額の賠償を命じていた。責任主体を妻Y1だけに認めた理由は、妻Y1は同居をして現実的に介護を行い、日ごろのA氏の行動を制御できる立場にあるから監督義務者としての義務があり、かつその義務を怠らなかつたとは言えない一方、長男Y2は介護方針を決めることに関与はしていてもA氏の介護に日頃関

与していたわけではない。

今回の最高裁判所の判断では、妻を法定の監督義務者（と同視できる者）とした上で、妻Y1が「監督義務を怠ったとはいえない」として免責する手法もあったと考えられるが、そもそも法定の監督義務者（と同視できる者）の地位を認めなかったという点は注目される。

今回の最高裁判決は、認知症高齢者が加害者となった事故の責任のあり方、特に介護に関わっていた親族の責任のあり方について、司法として一つの判断を示した重要な事例ということになる。

また、詳細は割愛するが、裁判官による補足意見や意見が3つ加えられている。いずれも監督義務について示唆に富む意見であり、今後の議論の参考になろう。

即ち、最高裁は、行為無能力者（ここでは認知症高齢者）の家族が「監督義務者」としての責任を負うか否かを判断する上で「考慮すべき事情」として、以下の諸事情を列挙した。

- (1) その者自身の生活状況、心身の状況。本件ではAさんの認知症の程度、在宅での生活状況を把握することが前提となる。
- (2) 親族関係の有無、濃淡。本件では、親族として妻Y1、長男Y2、長男の嫁Bである。妻は配偶者として一番身近であり、夫婦は「協力扶助義務（民法752条）」が定められている。しかし、この規定はあくまで抽象的な義務であり個々の事案においては、参考にしつつも直接の責任根拠とはならず、他の事情を参考に総合的に判断されるに過ぎない。
- (3) 同居の有無、日常的接触の程度。最高裁が指摘する要件として、「日常生活の接触状況に照らし第三者に対する加害行為を防止に向けて責任無能力者の監督を現実に行い、その態様が単なる事実上の監督を超えているなどの『監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情』があるか否か」という中で本人Aさんと妻Y1との距離感は重要である。また、長男

Y2は、既に実家を離れ、20年間横浜在住で東京勤務であり、実家には、毎週末帰って認知症の父の様子を見る程度で、加害行為を防止する監督が可能な状況ではない。最高裁は、長男Y2がAさんの介護に関する話合いに加わり、Y2の妻BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながらAの妻Y1によるAさんの介護を補助していたものの、Y2自身は、当時20年以上もAさんと同居しておらず、上記の事故直前の時期においても1カ月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないなど判示の事情の下では、Y2は、民法714条1項所定の「法定の監督義務者」に準ずべき者に当たらない、とした。

- (4) 財産管理への関与の程度。長男Y2は事実上財産管理を担当していた点で相当の役割を果たしていたが、妻Bは財産面では関わっていなかった。
- (5) 関与の現状、問題行動の有無程度。まさにAさんの日常生活支援について長男Y2は関わっておらず、Aさんの徘徊も頻繁に発生していたわけではない。
- (6) 監護の実態、可能の容易性。妻Y1自身が85才で、両下肢拘縮で「要介護1」の認定を受けていたことから、Aさんに対する監護の容易性は認めにくい状況であったと思われる。

IV. まとめ

認知症高齢者の「終の棲家」として在宅を選んだ場合には、多くの場合は、配偶者やその子が近親者として同居し、日常的な世話を引き受けることが多い。場合によっては、近隣に住む数名の近親者が交代で介護にあたることもある。遠方の近親者に「等分の負担を引き受けろ」と迫ることも、親族間の実質的な負担の重さを考えれば、難しいという他ない。そのような近親者間の諸事情を勘案して、介護

を引き受けた者の中においても、個々に判断すべきことになる。

最高裁の示した「準ずべき者」という基準は今後の同種の事例が発生した場合に当てはめる際の基準とされ、個々に下級審での判断が示され、事案ごとに多様な事情の事例が積み重なっていく中で、この最高裁の基準の内実が蓄積され、このような事例に対する判断の蓄積から、我々の社会が納得できるような認知症高齢者の在宅介護を引き受ける場合の「責任の幅」が見えてくると思われる。

もちろん、社会状況の変化の中で、家族介護の価値判断が変遷することはありうる。それは高齢者自身が「自分らしく生きたい」という思いを明確に主張し、その認知症高齢者の思いを支える近親者が存在することが前提となる。このあたりは、最高裁が言及すべきことではなく、当事者を取り巻く社会が自ら育てていくべきものである。「緩やかな連帯」という言葉を使うことが好きで、コミュニティは、個々の家族を核としつつも、ばらばらに点在するのではなく、地域という枠組みの中では、共通の想いを持っている、その意味では「緩やかな関係」を維持しつつも、「地域みんなで高齢者を支える」という限度での「連帯」は育んで行ってほしい。

本件では介護者は「近親者」という引き受け手が登場しているが、より広く「コミュニティの構成員」こそが認知症高齢者を支えていく環境があり、近親者はその環境の中で、その高齢者の一番に安らぎであってほしい。また、「もう私はいいから」「皆に迷惑を掛けたくない」という高齢者が多い中で、「自分らしく生きたい」と遠慮なく言い出せるような環境を育てて行きたい。そして、近親者の介護を支援する支援チームも育てて行ってほしい。今回の最高裁の判断を聞いて、在宅介護を引き受けた者の法的な責任は避けて通れない問題ではあるが、本質はそこにあるのではなく、人は最後まで自分らしく生き続けたいのであり、それを見守り、支えるのが家族であり、コミュニティであると信じたい。